R３営繕　教職員公舎三加茂団地　東・加茂
Ａ棟外壁改修他工事

図番	名　　称	備　考	図番	名　　称	備　考
A-01	特記仕様書(1)				
A-02	特記仕様書(2)				
A-03	特記仕様書(3)				
A-04	配置図・附近見取図 支障物件確認図・仮設計画参考図				
A-05	仕上表・立面図				
A-06	平面図				
A-07	矩 計 図				
A-08	天井伏図・建具配置図・建具表				
A-09	東西面外壁調査図				
A-10	南面外壁調査図				
A-11	北面外壁調査図				
A-12	駐輪場詳細図				

課　長	副 課 長	課長補佐	課長補佐	係　長	課　員	担　当

I. 工事概要

1. 工事名称　　Ｒ３営繕　教職員公舎三加茂団地　東・加茂　Ａ棟外壁改修他工事
2. 工事場所　　三好郡東みよし町加茂2843-2
3. 敷地面積　　3699.90㎡
4. 工事種目　　・A棟　　RC造2階建　延べ面積430.14㎡　外壁改修
　　・駐輪場　S造平屋建　延べ面積 13.77㎡　塗装塗替え
5. 工事区分　　建築工事
6. 工　　期　　工事完成年月日は令和　　年　　月　　日とする.

II. 建築工事仕様書

章	項　目	特 記 事 項
1 章 一般共通事項	1. **適用基準等**	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は，すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による. ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という.) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という.) ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版) ◎本工事のうち電気工事及び管工事について，下請業者を使用する場合は，工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること. ◎設計図書の優先順位は，次の順とする. (1) 質問回答書((2)から(5)に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等 ◎施工条件は次による. ・工程については，施設管理者と協議の上決定すること. ・入居しながらの工事となるため、施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は、原則として平日の施工とする。 ・本工事においては、8時から17時までの間で行うこと。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ◎本工事で使用する建設機械は，「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする. 現場代理人は，施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等，同規程　に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする. ただし，同規程に記載されていない機種，規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない. なお，同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は,監督員と協議する. ただし，騒音規制法，徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする. ◎本工事に使用する土工機械は，「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする．ただし，排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は，平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」，又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業，あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが，これにより難い場合は，監督員と協議するものとする．なお，排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合，現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする. ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は，1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し，その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること. ◎交通誘導警備員については，警備業法に基づく警備員とし，図示する場所に 10 日間配置すること. ・本工事は，警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている ・(義務付けられていない)). ・警備員は，延10人(昼10人，夜　人：うち検定合格警備員　人)を見込んでいる. ・警備業法を遵守するとともに，受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること. ・配置された検定合格警備員は，業務に従事している間は合格証明書を携帯し，かつ，監督員等の請求があるときは，これを提示すること. ・受注者は，発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない．また，対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は，当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む.)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は，「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し，勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに，1月毎に監督員へ1部提出しなければならない.

章	項　目	特 記 事 項
		◎受注者は，本工事の一部を下請に付する場合には，徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない．なお，請負対象額（設計金額）が１億円以上の工事については，徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に，県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない.
	2. 工事関係図書	◎施工に先立ち，実施工程表，工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し，監督員に提出すること.
		◎施工図，現寸図，見本等は，監督員の指示により速やかに監督員に提出すること.
	3. 安全衛生管理	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については，施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること.
		◎工事現場における現場代理人，監理技術者，主任技術者の確認のため名札を着用すること. 名札には現場代理人,監理技術者,主任技術者の別,氏名,会社名,工事名を記載し,顔写真を添付すること
		◎工事現場の安全衛生管理については，労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと.
		◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は，建築基準法，労働安全衛生法，騒音規制法，振動規制法，大気汚染防止法，建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)，建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること.
		◎受注者は，工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い，「支障物件確認書」を監督員に提出し，監督員の確認を受けてから工事着手すること.
		◎地下埋設物への影響が予想される場所では，施工に先立ち，原則として試掘を行い，当該埋設物の種類，位置(平面・深さ)，規格，構造等を確認しなければならない.
		◎受注者は，工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し，支障を及ぼさないような措置を施さなければならない．万一，損傷を与えた場合は，ただちに監督員に報告するとともに，施設の運営に支障がないよう 受注者の負担でその都度補修又は補償すること.
		◎受注者は，重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む.）又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む.)を行うときは，当該作業を指揮する者を定め，監督員に報告しなければならない.
		◎受注者は，機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は，当該作業を指揮する者を定め，指揮者の合図により行わなければならない．また，作業状況について，写真等の資料を整備及び保管し，監督員の請求があったときは，直ちに提示しなければならない.
		◎受注者は，輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため，重機回送時の高さ，移動式クレーンのブームの格納，ダンプトラックの架台の下ろし等について，走行前に複数の作業員により確認しなければならない.
		◎受注者は，トラック（クレーン装置付）を使用する場合は，上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置，ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない. なお，令和３年度末までは経過措置期間とするが，この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする.
		◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること.
		◎受注者は，工事用車両による土砂，工事用資材，機械等の輸送を伴う場合は，関係機関と打合せを行い，交通安全に関する担当者，輸送経路，輸送期間，輸送方法，輸送担当業者，交通誘導員の配置，標識，安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て，災害の防止を図らなければならない. 特に，輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は，当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない.
		◎受注者は，工事期間中安全巡視を行い，工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から，資機材の保管状況等についても併せて確認すること. また，監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には，速やかに提出すること.
	4. 工事現場管理	◎工事現場には，工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること.
		◎受注者は，本工事において使用する工事看板・バリケード等については，県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない．県産木材を使用した場合，受注者は，工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない.
		◎発生材の処理等は，次により適正に行う. (1) 工事による発生材のうち，文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については，報告及び引き渡しを要する. (2) 上記以外の発生材は，建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律，資材の有効な利用の促進に関する法律，廃棄物の処理及び清掃に関する法律，建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること．受注者は，工事で発生する産業廃棄物を保管する場合，または自ら運搬する場合等においては，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては，監督員(契約書に規定する監督員をいい，標仕の規定による場合は監督職員と読み替える，以下同じ.)に報告し指示を仰ぐこと. (3) 処分場 種類　：金属（処分）　　種類　：廃ﾌﾟﾗ 会社名　：(株)旭金属　☆優良認定業者　　会社名　：（有）久保衛生 所在地　：徳島市沖洲1丁目12　　所在地　：三好郡東みよし町加茂6001－1 処分地　：同　上　　処分地　：三好郡東みよし町加茂5999－1 運搬距離：　66.1　km　　運搬距離：　3.7　km 処分費　：　0　円/t　（税抜）　　処分費　：　15,000　円/m3　（税抜）

章	項　目	特 記 事 項
		上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが，増額変更の対象とはしない．また，この場合，処分単価の見積書の提出を求め，減額変更を行うことがある. なお，上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下，『優良産廃処分業者」という.）に認定されているとき，処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること．ただし，諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は，理由書を監督員に提出すること. また，コンクリート・アスファルト類の搬出先については，中間処理施設のみとする．木材については，50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする. (4) 受注者は，建設副産物が搬出される工事にあたっては，建設発生土は建設発生土搬出調書，産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により，適正に処理されているか確認するとともに，監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない．なお，監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない.
		◎受注者は，資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という.）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事，又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において，コンクリート（二次製品を含む.），土砂，砕石，加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には，（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「ＣＯＢＲＩＳ」という.）により再生資源利用計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない. 受注者は，資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事，又は一定規模以上の工事において，建設発生土，コンクリート塊，アスファルト・コンクリート塊，建設発生木材，建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には，ＣＯＢＲＩＳにより再生資源利用促進計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない. 受注者は，再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には，工事完了後速やかにＣＯＢＲＩＳにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し，監督員に提出しなければならない. 受注者は，ＣＯＢＲＩＳの入力において，資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について，その施設名，施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない．ただし，バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする.
		◎工事に影響のある範囲内の重要備品等　（ 有 ・ (無) ） 備品等名称： 保管場所　： 注意事項　：
	5. 施工調査	◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。 ◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し，あれば監督員の指示に従うこと．既存の分析調査結果がある場合は，受注者がその結果を書類等により確認すること．なお，工事内容に変更がある場合においても同様とする.
	6. 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料等は，設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし，JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は，次の(1)から(3)の事項を満たすものとする. (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること. (2) 法令等で定める許可，認定又は免許を取得していること. (3) 製造又は施工の実績があり，その信頼性があること. なお，「評価名簿による」と記載されているものは，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする.
		◎受注者は，本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には，発注前に，「生コンクリート使用承諾願」，「材料使用承諾願」，「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない.
		◎受注者は，工事完了後，請負金額が500万円以上の工事において，「木材使用実績報告書」(電子データ)，「建設資材使用実績報告書」（電子データ）を監督員に提出しなければならない.
		◎以下の(1)～(3)のすべてに該当する材料は，「材料使用承諾願」及び「実績報告書」の提出は不要. (1) 木材以外の材料 (2) 県内産資材又は県内企業調達資材 (3) 施工計画書に品質及び性能を有することを記載し，証明となる資料を添付している.
		◎県産木材の使用 (1) 受注者は，工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合，原則として県産木材を使用しなければならない．ただし，特段の理由がある場合にはこの限りでない. (2) 「県産木材」とは，「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり，「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである. ① 徳島県木材認証制度により，県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において，徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は，請負金額が500万円以上の工事について，県産木材以外の木材を使用する場合は，県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し，承諾を得なければならない. (4) 受注者は，県産木材を使用する前に，徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど，前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない.

	・		徳島県県土整備部営繕課	●工事名　Ｒ３営繕　教職員公舎三加茂団地　東・加茂　Ａ棟外壁改修他工事	●図面番号　A－01	株式会社 原建築設計研究所 〒770-0874 徳島市南沖洲一丁目6番1号 tel:088-635-0519　fax:088-661-2627 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第61031号 一級建築士 国交大臣登録 第157375号 原政仁
	・			●図面名　特記仕様書（1）	●縮尺　1／NON	
	・					
	・					

章	項目	特記事項
1章 一般共通事項		◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は，監督員の承諾を受けて，当該製品の仕様及び指定工法による. ◎県内産資材の使用 (1) 受注者は，木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合，原則として県内産資材を使用しなければならない．ただし，特段の理由がある場合はこの限りでない．なお，WTO対象工事については，県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする. (2) 受注者は，請負金額が500万円以上の工事について，県内産資材以外の資材を使用する場合は，県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し，承諾を得なければならない. (3) 受注者は，工事完了後，請負金額が500万円以上の工事において，「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない. 県内産資材(次のいずれかに該当するもの) ① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 ② 徳島県内の工場で加工，製造された製品 注1 部材，部品が県外製品であっても，県内の工場で加工，製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う. 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工，製造した製品も県内産資材として取り扱う. 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材，製品であること. ◎受注者は，徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない．なお，県内企業調達建材等以外を使用する場合は，県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない.
	7. 化学物質を発散する建築材料等	◎本工事に使用する建築材料は，設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし，次の(1)から(5)を満たすものとする. (1) 合板，木質系フローリング，構造用パネル，集成材，単板積層材，MDF，パーティクルボード，その他の木質建材，ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は，ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないものとする. (2) 保温材，緩衝材，断熱材は，ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする. (3) 接着剤は，フタル酸ジ−n−ブチル及びフタル酸ジ−2−エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し，ホルムアルデヒド，アセトアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする. (4) 塗料は，ホルムアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする. (5) (1)，(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具，書架，実験台，その他の什器等は，ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないものとする.
	8. 施工	◎工事現場監督員は常駐できないので，疑問な点，その他打合せ決定を要する事項は，監督員の出向いた時，又は営繕課へ問い合わせ，工事に遺漏のないようにすること. ◎施工にあたっては，設計図書に従って忠実に施工すること．不都合な工法等を発見した場合は，工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので，注意して施工すること．手直し工事は，受注者の責任において実施し，それに要する費用は受注者の負担とする.
	9. 技能士の適用	◎技能士の適用については，次の技能検定作業(以下，「作業」という．)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする. 技能士は，職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし，資格を証明する資料を監督員に提出すること. 技能士は，適用する工事作業中，1名以上の者が自ら作業をするとともに，他の技能者に対して，施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと．技能士は，氏名，検定職種，技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により，資格を明示するものとする. なお，指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする. ○印 ･･･ 適用作業 工事種目 / 技能検定職種 / 技能検定作業 仮設 / とび / ⊙ とび作業 左官 / 左官 / ⊙ 左官作業
	110. 工事検査及び技術検査	◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時，報告書を提出し，監督員の検査等を受け，承諾を受けて次の工程に進むこと ◎試験等によらなければ，確認できない工事(製品)については，試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し，監督員の承諾を受け試験を行い，その結果を報告し承認を得ること. ◎次表により中間検査の対象工事となった場合は，原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする．ただし，工事検査員が認める場合は，一般入札工事に限り，これによらないことができる. 当初請負対象額 / 一般入札工事 / 低入札工事 3千万円未満 / − / 1回 3千万円以上5千万円未満 / − / 2回 5千万円以上1億円未満 / 1回 / 2回 1億円以上 / 2回 / 3回 (注) 低入札工事とは，低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう. 一般入札工事とは，低入札工事以外の工事をいう. ◎中間検査の実施時期は，当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし，契約締結後速やかに監督員と協議すること. ◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は，中間検査を省略することができる.

章	項目	特記事項
		◎外壁改修工事等において，足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は，当初請負対象額に関係なく，中間検査の実施について監督員と協議すること.
	11. 完成図等	◎電子納品：対象 ◎提出書類 ・竣工図（製本3部，電子データ2部）（ A4 ・ A3 ・ A2 ・ (原図版)） ・工事写真（写真帳１部（ ・(着手前) ・ (完成写真) ），電子データ２部） ・使用材料一覧表(4部（うち3部は竣工図表紙裏面に貼付），電子データ2部) ・保全に関する資料 ◎竣工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること. 竣工図データは，関係図面（データ貸与）を修正して作成し，PDF形式，SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する. ◎工事写真の電子データは完成写真，着手前，資材，施工状況の順に整理する. 完成写真については，工事目的物の状態が，資材，施工状況等については，不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること. ◎工事写真の撮影は，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること. 区分 / サイズ 着手前 / カラー，手札版又はサービスサイズ 施工中 / カラー，手札版又はサービスサイズ 完成写真 / カラー，手札版又はサービスサイズ ◎工事完成撮影は，専門家に（ よる ・(よらない))ものとする. ◎受注者は，建築工事を施工する場合，原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査，設計，工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という．)すること.
	12. 火災保険	◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること. ◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については，付保を除外できる. (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上，必要がないと認めた場合(外壁補修工事等) ◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に，木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に，請負金額相当額を付保する. また，模様替え工事等については，工事着手時に請負金額相当額を付保する. ◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする. なお，工期延伸した場合には，保険の期間も延長すること. ◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は，火災保険に付保したものとみなす. (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は，受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること.
	13. デジタル工事写真の小黒板情報電子化	◎受注者は，デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は，監督員の承諾を得たうえで，デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下，「対象工事」という）とすることができる。
2章 改修仮設工事		◎対象工事は，徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。
	1. 一般事項	◎着工に先立ち，敷地境界，既存構造物,敷地の高低差地下埋設物の確認，近隣建築物及び工作物の現状確認，排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと.
	2. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については，次の規格又は認定基準(以下「規格等」という．)に適合するものを使用すること. ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また，厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに，前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し，承諾を得ること. ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第７に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと. 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること. 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること. ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること. ◎受注者は，高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は，墜落防止に留意し，作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い，その記録を保管すること.

章	項目	特記事項
		◎外部足場(種類：枠組本足場 ，仕様：2枚布，D= 90cm，シート仕様：ネット状養生シート防炎Ⅰ類) (種類：枠組本足場 ，仕様：1枚布，D= 60cm，シート仕様：ネット状養生シート防炎Ⅰ類) (種類：単管本足場 ，仕様：1枚布，D= 60cm，シート仕様：ネット状養生シート防炎Ⅰ類) ・壁つなぎ間隔(水平方向:8.0(枠組)、5.5(単管) m以下，鉛直方向:9.0(枠組)、5.0(単管) m以下) ・足場を設置する場合は，原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（2.2.4）の別紙１「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) **手すり据置方式** により行うこと. ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる.
章		◎内部足場(種類：内部仕上足場 脚立(直列))(場所：廊下・バルコニー)
		◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること.
		◎仮囲い(仕様：Ａ型バリケード)(図示)
		◎ゲート（ 有 ・ (無) 仕様： ）
		◎足場等の設置業者は，別契約の関係受注者に無償で使用させること.また,安全管理も実施すること.
	3. 養生	◎付属物は養生すること。（養生方法：養生シート、テープ等 ）
	4. 監督員事務所	◎監督員事務所は（ 設ける(面積 m²程度) ・ (設けない) ）
	5. 工事用用水，電力等	◎既存電力利用（ 出来る ・ (出来ない) ），電力料金（ 有償 ・ 無償 ） ただし，施設管理者と協議すること. ◎既存用水利用（ 出来る ・ (出来ない) ），用水料金（ 有償 ・ 無償 ）
	6. 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は，（ (図示の場所に) ・ 用意していないので業者にて ）設けること.
	7. 仮設トイレの洋式化	◎受注者は当初請負対象金額（設計金額）５千万円未満の工事において，仮設トイレを設置する場合，原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また，現場従事者に女性が含まれる場合は，原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ただし，特段の理由がある場合はこの限りでない. ◎受注者は，当初請負対象金額（設計金額）５千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合，原則として「快適トイレ」を設置しなければならない.また，現場従事者に女性が含まれる場合は，原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ただし，特段の理由がある場合はこの限りでない. ◎受注者は，仮設トイレを設置した場合，「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない. ○洋式トイレとは，和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと. ○快適トイレとは，洋式トイレのうち，防臭対策・施錠の強化などが実施された，女性が利用しやすい仮設トイレのこと.

	・		徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R３営繕 教職員公舎三加茂団地 東・加茂 A棟外壁改修他工事	●図面番号 A−02	株式会社 原建築設計研究所 〒770-0874 徳島市南沖洲一丁目6番1号 tel:088-635-0519 fax:088-661-2627 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第61031号 一級建築士 国交大臣登録 第157375号 原政仁
	・			●図面名 特記仕様書（2）	●縮尺 1／NON	
	・					
	・					

章	項　目	特記事項
3章 外壁改修工事	1. 外壁改修の施工数量及び調査方法	◎当工事の積算計上数量は，1階部分の調査数量を調査し，全体数量との面積比率により算定した数量の70%を計上している． ◎施工数量は，次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う．(設計変更単価は，県単価で行う) ◎外部足場設置後，施工数量調査を行う． ◎調査に先立ち，調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること．また，調査方法等で専門知識が必要な場合は，各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること．
	2. 外壁改修工法の種類及び材料	◎コンクリート打ち放し仕上げ外壁 工　法 / ひび割れ部 / 欠　損　部 樹脂注入工法 / (0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 注入量:25ml／本 注入間隔:200～300mm エポキシ樹脂：軟質形 / ／ 充填工法 / ／ / 材料：エポキシ樹脂モルタル ◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所：　評価名簿による．
	3. 塗り仕上げ外壁改修工事	◎仕上げの模様，色及びつやは，見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して，承諾をうけること． ◎下地処理（下地のひび割れ部の補修）は，　2.外壁改修工法の種類と材料　による． ◎高圧水洗機の加圧力は、コンクリート表面及び既存塗膜の付着強度により異なるので、試験施工を行い監督員の承諾を受けること。 ◎下地面の目違いは、平滑にすること。
	4. シーリング	◎シーリング材は，JIS A 5758の規格品とする． ◎プライマーは，被着体及びシーリングの種類により使い分けること． ◎監督員に，シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること． ◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行う・ 行わない)． ◎外部に面するシーリング材は，施工に先立ち(簡易接着性試験・ 引張接着性試験)を行う． ただし，同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は，監督員の承諾を受けて，試験を省略することができる． ◎種類及び施工箇所
	5. とい	◎といの材種（硬質塩化ビニル雨どい） ◎防露材の品質について，ホルムアルデヒドの発散量はF☆☆☆☆とする． ただし，正当な理由により，確保が困難である場合等，ホルムアルデヒドの発散量がF☆☆☆☆の防露材を使用できない場合には，監督員と協議するものとし，監督員の承諾を得るものとする． ◎たてどい受金物の取付けは既存の位置とする．
4章 塗装改修工事	1. 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする． ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする． ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂，メラミン樹脂，フェノール樹脂，レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は，F☆☆☆☆とする． ただし，正当な理由により確保が困難である場合等，ホルムアルデヒドの発散量が，F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には，監督員と協議するものとし，監督員の承諾を得るものとする。
	2. 耐候性塗料(DP) ※改修仕様	

記　号	材　質	既　存	施工箇所	改修工法	寸　法	接着試験
PU-2	ポリウレタン系	―	東西面ﾍﾞﾗﾝﾀﾞ取合壁	目地ｶｯﾀｰ切	20×20	○
PU-2	ポリウレタン系	撤去	打継･伸縮目地	打替	20×10	○

種　類		既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材
複層仕上塗材 JIS A 6909	防水形複層塗材E	水洗い工法	打放面	Ｃ－１吹付カチオン系	ゆず肌状	ﾛｯﾌﾟのみローラー	－	ﾂﾔ有
	複層塗材E	水洗い工法	打放面	Ｃ－１吹付カチオン系	ゆず肌状	ﾛｯﾌﾟのみローラー	－	ﾂﾔ有

区　分	種　別	下地調整	上塗りの等級	備　考
亜鉛メッキ面	Ｂ種	ＲＢ種	１級	駐輪場
鉄面	Ｂ種	ＲＢ種	１級	PS扉・設備盤

徳島県県土整備部営繕課	●工事名	Ｒ３営繕　教職員公舎三加茂団地　東・加茂 Ａ棟外壁改修他工事	●図面番号 A－03
	●図面名	特記仕様書（3）	●縮尺 1／NON

株式会社 原建築設計研究所
〒770-0874 徳島市南沖洲一丁目6番1号
tel:088-635-0519　fax:088-661-2627
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第61031号
一級建築士 国交大臣登録 第157375号 原政仁

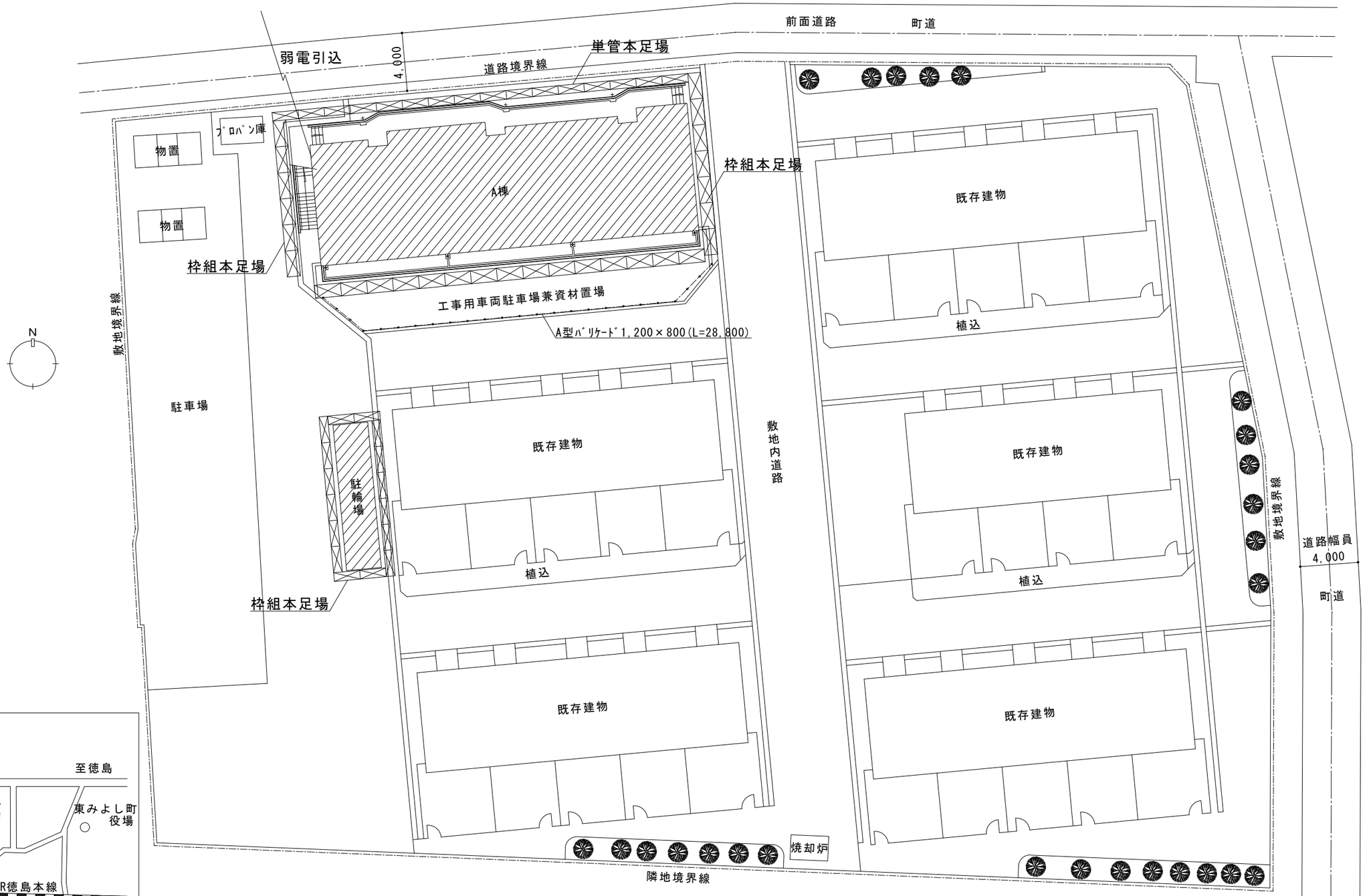

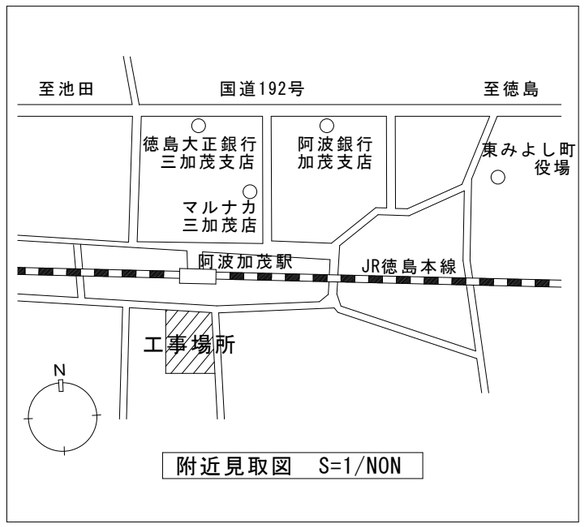

附近見取図　S=1/NON

配置図・支障物件確認図・仮設計画参考図　S=1/200

表示部分は本工事対象既存建物を示す

◎ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、支障が存在する場合には、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

◎ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

◎ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。

・		徳島県県土整備部営繕課	
・			
・			
・			

●工事名　R３営繕　教職員公舎三加茂団地　東・加茂
A棟外壁改修他工事

●図面番号　A－04

●図面名　配置図・附近見取図
支障物件確認図・仮設計画参考図

●縮尺　1／200

株式会社 原建築設計研究所
〒770-0874 徳島市南沖洲一丁目6番1号
tel:088-635-0519　fax.:088-661-2627
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第61031号
一級建築士 国交大臣登録 第157375号 原政仁

外部仕上表

		既存			改修
ⓐ	外壁	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し(増打20t)ｱｸﾘﾙ弾性系吹付ﾀｲﾙ	ⓐ	外壁	水洗ｲ後下地処理ﾉ上 防水型複層塗材E吹付仕上
ⓑ	巾木	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し仕上(B種合板型枠)目地切H=1,000 ※一部ｱｸﾘﾙ弾性系吹付ﾀｲﾙ	ⓑ	巾木	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し部:水洗ｲ ※一部ｱｸﾘﾙ弾性系吹付ﾀｲﾙ部:水洗ｲ後下地処理ﾉ上 防水型複層塗材E吹付仕上
ⓒ	外部階段	床:防水ﾓﾙﾀﾙ金鏝押ｴ、巾木:防水ﾓﾙﾀﾙ金鏝押ｴH=100 手摺壁:ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し補修ｱｸﾘﾙ弾性系吹付ﾀｲﾙ、段裏:ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し補修ｱｸﾘﾙ系吹付ﾀｲﾙ、段鼻:磁器質ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟﾀｲﾙ貼	ⓒ	外部階段	床:既存ﾓﾙﾀﾙ面水洗ｲ(巾木共H=100) 手摺壁:水洗ｲ後下地処理ﾉ上 防水型複層塗材E吹付仕上(段裏共)、段鼻:水洗ｲ
ⓓ	ﾊﾞﾙｺﾆｰ	床:防水ﾓﾙﾀﾙ金鏝押ｴ目地切、巾木:防水ﾓﾙﾀﾙ金鏝押ｴH=100 既製ｱﾙﾐ手摺BL製品 手摺壁:ｺﾝｸﾘｰﾄ打放しｱｸﾘﾙ弾性系吹付ﾀｲﾙ、一部:ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し(増打30t)ｱｸﾘﾙ弾性系吹付ﾀｲﾙ(特殊樹脂合板型枠)	ⓓ	ﾊﾞﾙｺﾆｰ	床:既存ﾓﾙﾀﾙ面水洗ｲ(巾木共H=100) 手摺壁:水洗ｲ後下地処理ﾉ上 防水型複層塗材E吹付仕上
ⓔ	外部廊下	床:防水ﾓﾙﾀﾙ金鏝押ｴ、巾木:防水ﾓﾙﾀﾙ金鏝押ｴH=100 手摺壁:ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し補修ｱｸﾘﾙ弾性系吹付ﾀｲﾙ、既製ｱﾙﾐ手摺BL製品	ⓔ	外部廊下	床:既存ﾓﾙﾀﾙ面水洗ｲ(巾木共H=100) 手摺壁:水洗ｲ後下地処理ﾉ上 防水型複層塗材E吹付仕上
ⓕ	軒天	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し補修ｱｸﾘﾙ系吹付ﾀｲﾙ	ⓕ	軒天	水洗ｲ後 下地処理ﾉ上 複層塗材E吹付仕上
ⓖ	軒樋	硬質塩ﾋﾞ角樋 W=150、受金物@600以内 ｽﾃﾝﾚｽ製	ⓖ	軒樋	硬質塩ﾋﾞ角樋 W=150、受金物@600以内 ｽﾃﾝﾚｽ製 撤去後新設
ⓗ	竪樋	VPΦ75VP塗、掴ﾐ金物@1,200 ｽﾃﾝﾚｽ製	ⓗ	竪樋	VPΦ75、掴ﾐ金物@1,200 ｽﾃﾝﾚｽ製 撤去後新設

外壁面にある設備盤はＤＰ塗装とする。

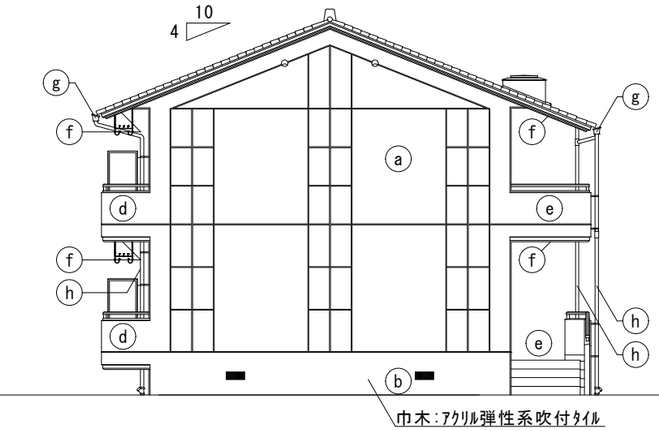

東側立面図 S=1/100

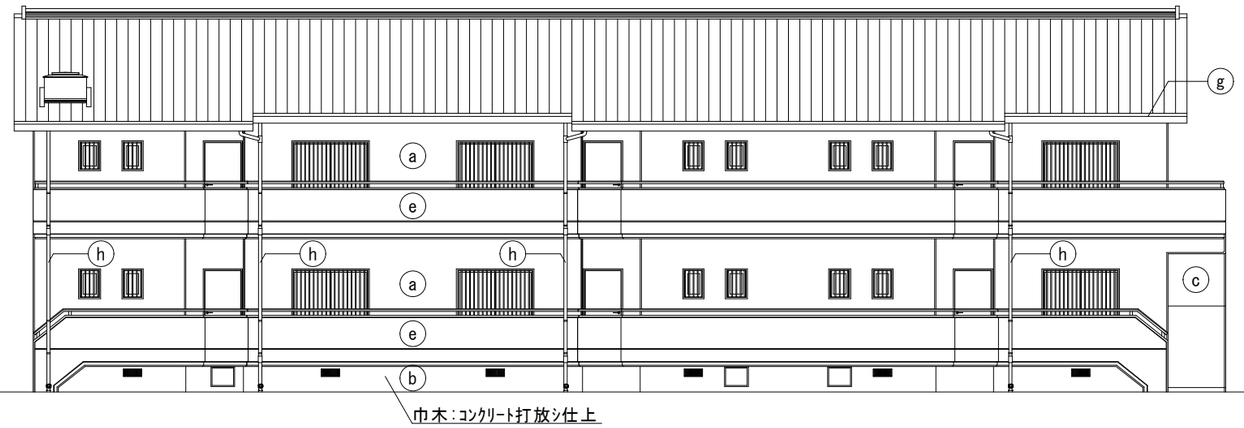

北側立面図 S=1/100

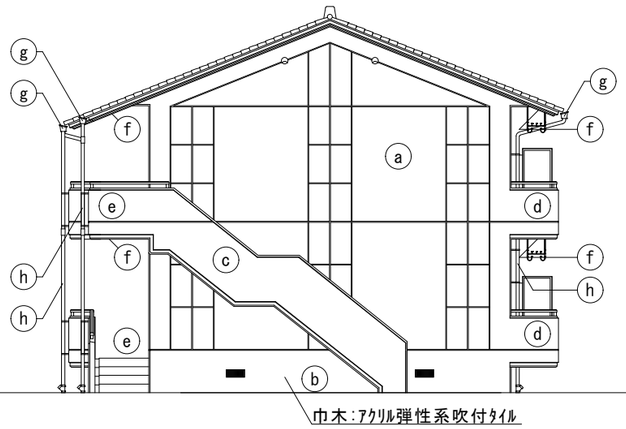

西側立面図 S=1/100

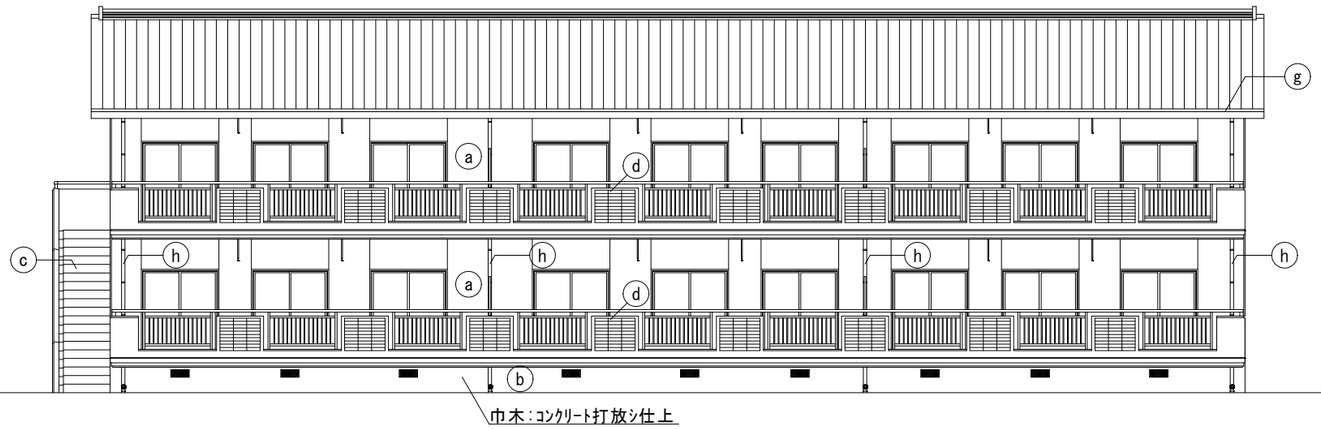

南側立面図 S=1/100

			徳島県県土整備部営繕課		●工事名 Ｒ３営繕 教職員公舎三加茂団地 東・加茂 Ａ棟外壁改修他工事	●図面番号 A－05	株式会社 原建築設計研究所 〒770-0874 徳島県徳島市南沖洲一丁目6番1号 tel:088-635-0519 fax:088-661-2627 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第61031号 一級建築士 国交大臣登録 第157375号 原政仁
					●図面名 仕上表・立面図	●縮尺 1／100	

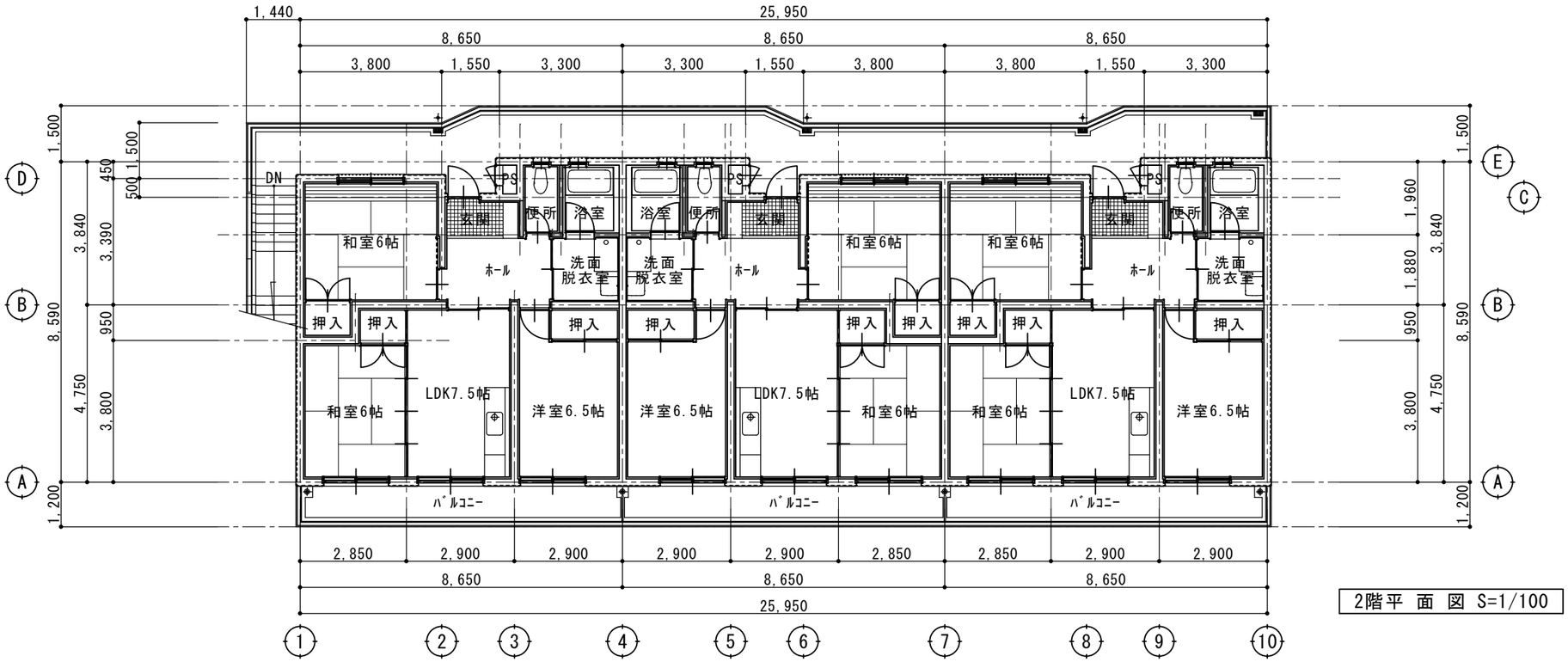

2階平 面 図 S=1/100

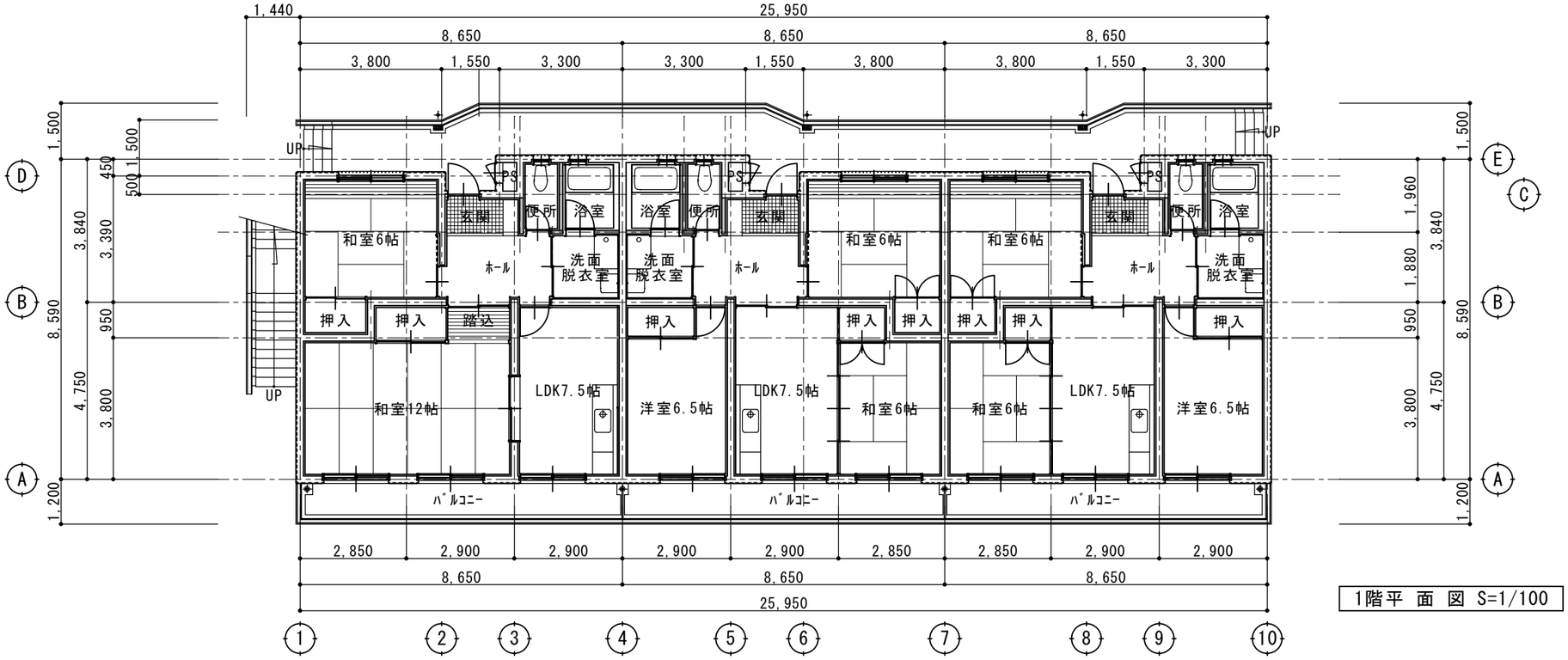

1階平 面 図 S=1/100

		徳島県県土整備部営繕課		●工事名 R３営繕 教職員公舎三加茂団地 東・加茂 Ａ棟外壁改修他工事	●図面番号 A－06	株式会社 原建築設計研究所 〒770-0874 徳島県徳島市南沖洲一丁目6番1号 tel 088-635-0519 fax. 088-661-2627 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第61031号 一級建築士 国交大臣登録 第157375号 原政仁
				●図面名 平面図	●縮尺 1／100	

記号	外 部 仕 上 表
A	水洗ｲ後下地処理ﾉ上 防水型複層塗材E吹付仕上
B	水洗ｲ後下地処理ﾉ上 複層塗材E吹付仕上
C	既存ﾓﾙﾀﾙ面水洗ｲ(巾木共H=100)
D	既存ｺﾝｸﾘｰﾄ打放シ面水洗ｲ

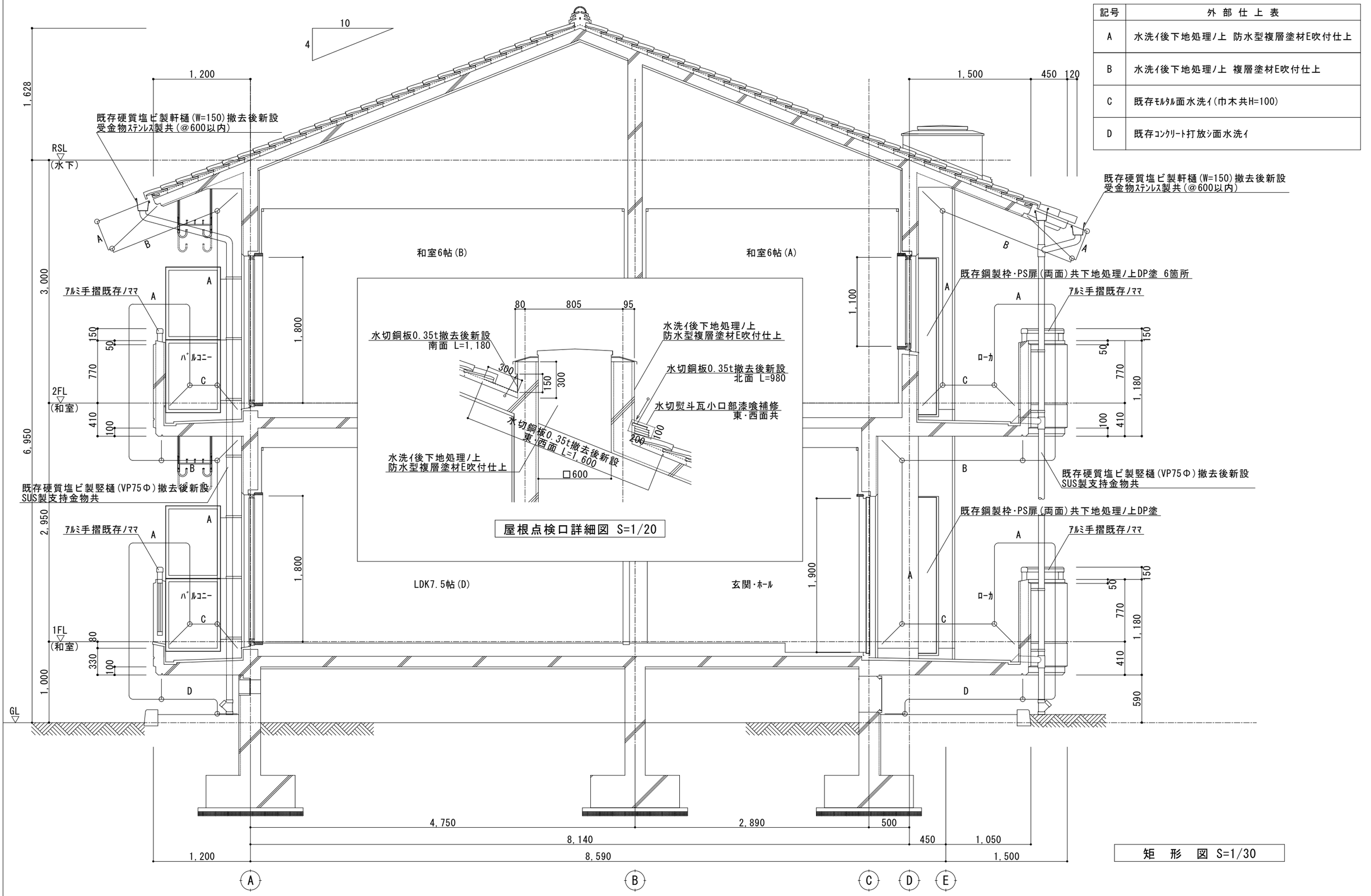

矩 形 図 S=1/30

			徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R３営繕 教職員公舎三加茂団地 東・加茂 A棟外壁改修他工事	●図面番号 A−07	株式会社 原建築設計研究所 〒770-0874 徳島県徳島市南沖洲一丁目6番1号 tel:088-635-0519 fax:088-661-2627 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第61031号 一級建築士 国交大臣登録 第157375号 原政仁
				●図面名 矩計図	●縮尺 1／30	

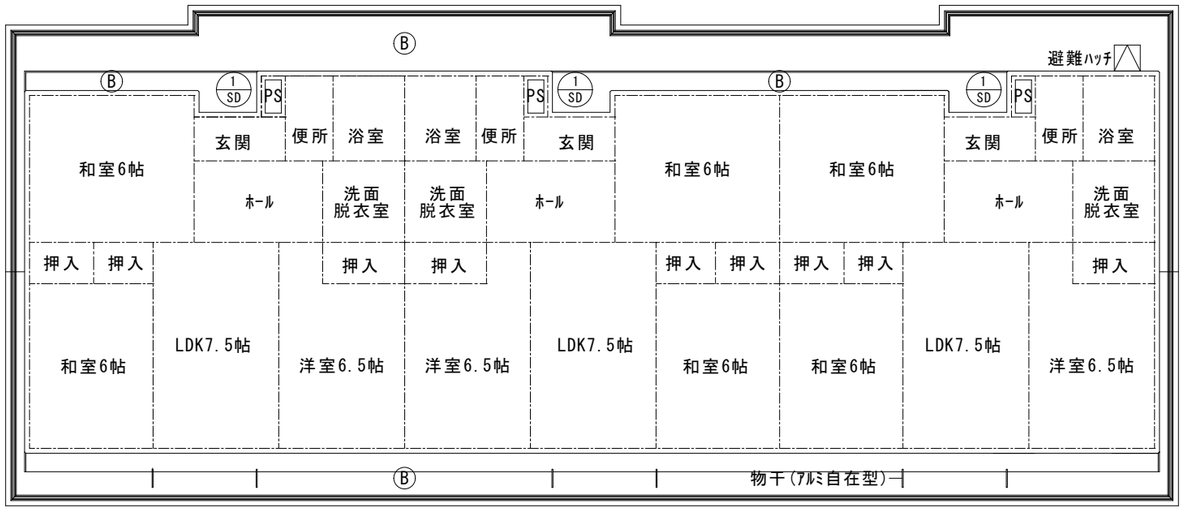

2階天井伏図･建具配置図 S=1/100

記号	外 部 仕 上 表
Ⓑ	水洗ｲ後下地処理ノ上 複層塗材E吹付仕上

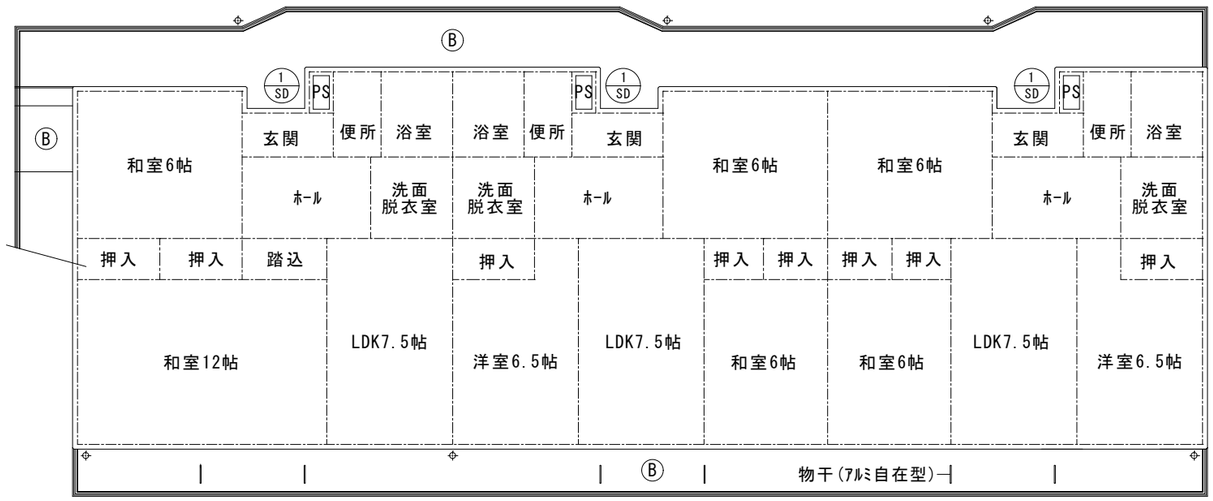

1階天井伏図･建具配置図 S=1/100

建具表 S=1/100

記 号	数 量	1/SD	6箇所
形 状		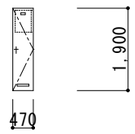	
場 所		外廊下(PS)	
形 式		片開ｷ ｽﾁｰﾙﾊﾟﾈﾙ戸	
見 込		枠33 扉25	
既存材質･仕上		既存鋼製枠･扉(両面)共SOP塗	
改 修		既存鋼製枠･扉(両面)共下地処理/上DP塗	

	.		徳島県県土整備部営繕課
	.		
	.		
	.		

●工事名 R３営繕 教職員公舎三加茂団地 東・加茂 A棟外壁改修他工事

●図面名 天井伏図 建具配置図･建具表

●図面番号 A−08

●縮尺 1／100

株式会社 原建築設計研究所
〒770-0874 徳島県徳島市南沖洲一丁目6番1号
tel:088-635-0519 fax:088-661-2627
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第61031号
一級建築士 国交大臣登録 第157375号 原政仁

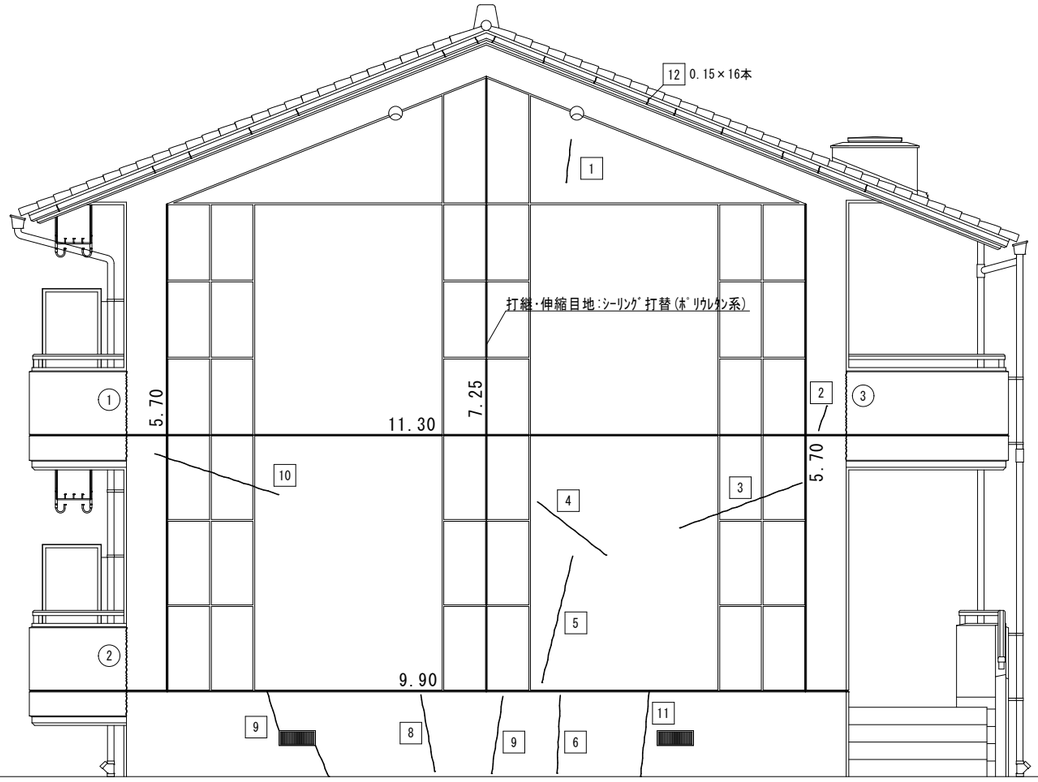

東側立面図 S=1/50

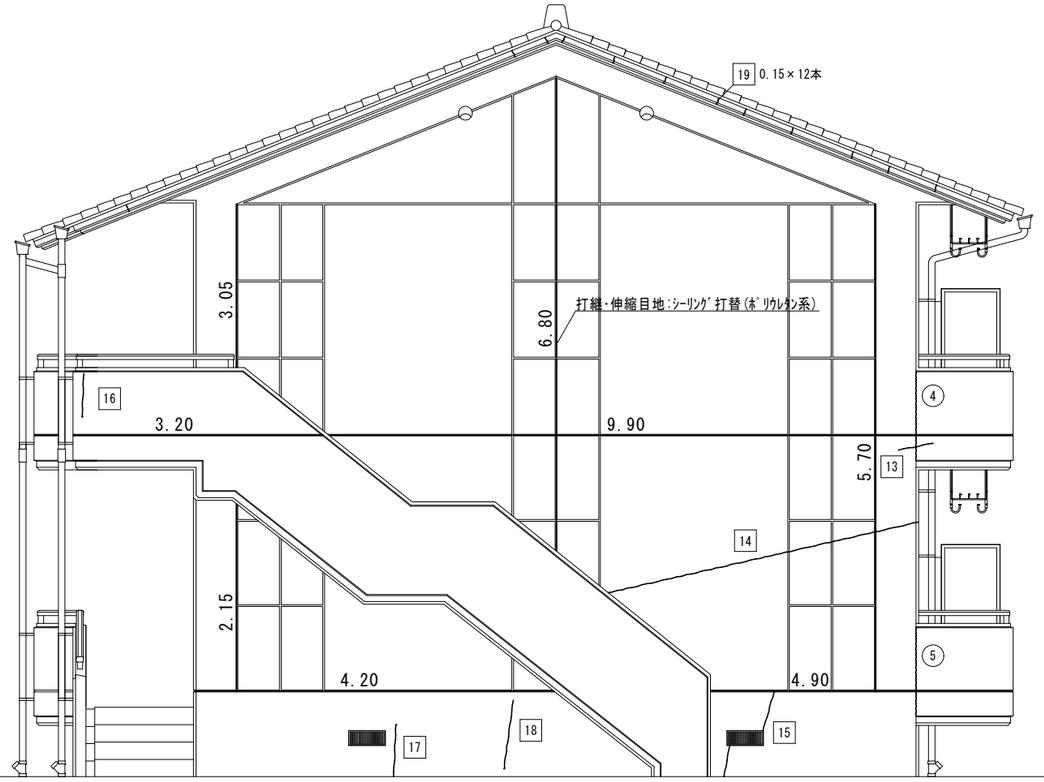

西側立面図 S=1/50

東・西面　ｸﾗｯｸ数量					
番号	ｸﾗｯｸ幅	ｸﾗｯｸ長さ	番号	ｸﾗｯｸ幅	ｸﾗｯｸ長さ
1	0.20 mm	0.50 m	11	0.20 mm	1.00 m
2	0.20 mm	0.20 m	12	0.20 mm	2.40 m
3	0.20 mm	2.00 m	13	0.20 mm	0.40 m
4	0.20 mm	1.50 m	14	0.20 mm	3.90 m
5	0.20 mm	1.00 m	15	0.20 mm	1.30 m
6	0.20 mm	1.50 m	16	0.20 mm	0.50 m
7	0.20 mm	0.90 m	17	0.20 mm	0.60 m
8	0.20 mm	0.90 m	18	0.20 mm	0.80 m
9	0.20 mm	0.90 m	19	0.20 mm	1.80 m
10	0.20 mm	1.50 m	計		23.60 m

東・西面　目地切り数量	
番号	目地切り長さ
1	1.20 m
2	1.20 m
3	1.20 m
4	1.20 m
5	1.20 m
計	6.00 m

東・西面　目地ｼｰﾘﾝｸﾞ打替数量	
東面目地長さ	西面目地長さ
5.70 m	3.05 m
7.25 m	2.15 m
5.70 m	6.80 m
11.30 m	5.70 m
9.90 m	3.20 m
	9.90 m
	4.20 m
	4.90 m
計	79.75 m

	.		徳島県県土整備部営繕課
	.		
	.		
	.		

●工事名　Ｒ３営繕　教職員公舎三加茂団地　東・加茂
Ａ棟外壁改修他工事

●図面名　東西面外壁調査図

●図面番号　A－09

●縮尺　1／50

株式会社 原建築設計研究所
〒770-0874 徳島県徳島市南沖洲一丁目6番1号
tel:088-635-0519　fax:088-661-2627
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第61031号
一級建築士 国交大臣登録 第157375号 原政仁

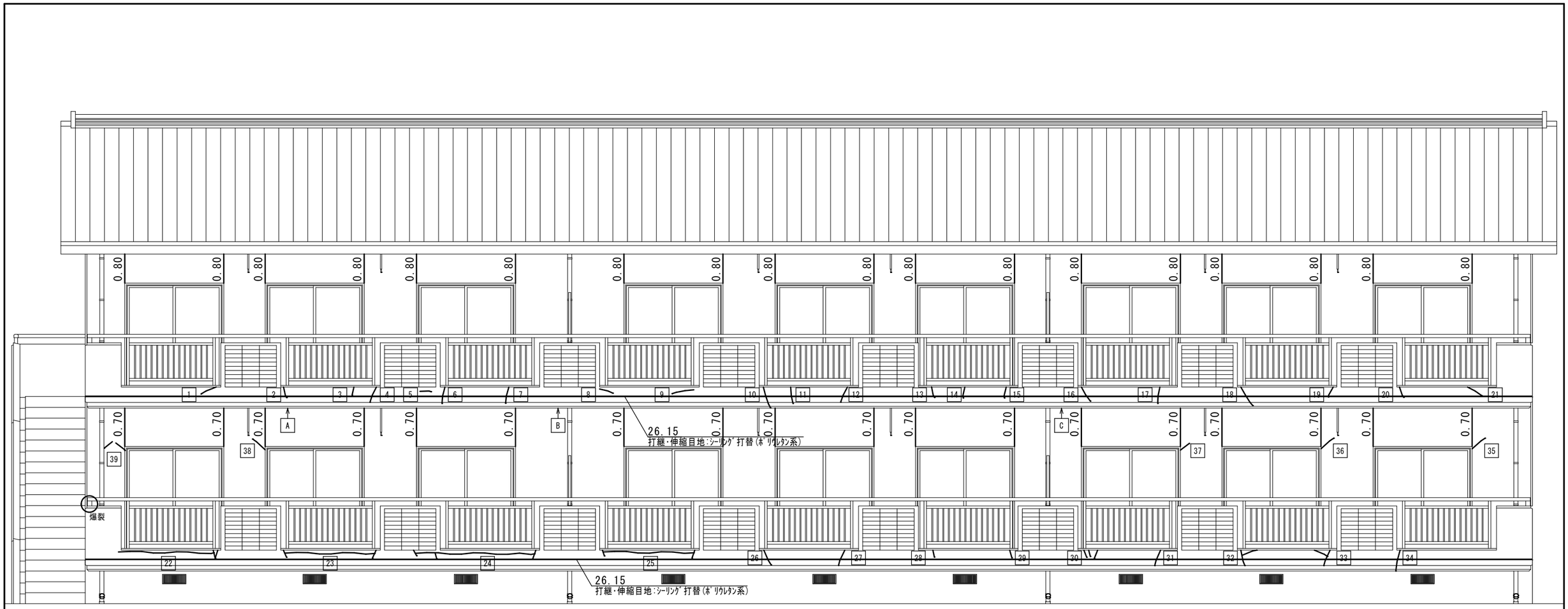

南側立面図 S=1/50

南面　ｸﾗｯｸ数量											
番号	ｸﾗｯｸ幅	ｸﾗｯｸ長さ	番号	ｸﾗｯｸ幅	ｸﾗｯｸ長さ	番号	ｸﾗｯｸ幅	ｸﾗｯｸ長さ	番号	ｸﾗｯｸ幅	ｸﾗｯｸ長さ
1	0.20 mm	0.30 m	11	0.20 mm	0.30 m	21	0.20 mm	0.30 m	31	0.20 mm	0.30 m
2	0.20 mm	0.20 m	12	0.20 mm	0.30 m	22	0.20 mm	2.00 m	32	0.20 mm	0.60 m
3	0.20 mm	0.15 m	13	0.20 mm	0.20 m	23	0.20 mm	2.40 m	33	0.20 mm	0.70 m
4	0.20 mm	0.30 m	14	0.20 mm	0.20 m	24	0.20 mm	2.40 m	34	0.20 mm	0.40 m
5	0.20 mm	0.20 m	15	0.20 mm	0.20 m	25	0.20 mm	2.30 m	35	0.20 mm	0.30 m
6	0.20 mm	0.30 m	16	0.20 mm	0.30 m	26	0.20 mm	0.30 m	36	0.20 mm	0.30 m
7	0.20 mm	0.30 m	17	0.20 mm	0.30 m	27	0.20 mm	0.30 m	37	0.20 mm	0.20 m
8	0.20 mm	0.25 m	18	0.20 mm	0.40 m	28	0.20 mm	0.30 m	38	0.20 mm	0.30 m
9	0.20 mm	0.40 m	19	0.20 mm	0.20 m	29	0.20 mm	0.30 m	39	0.20 mm	0.60 m
10	0.20 mm	0.40 m	20	0.20 mm	0.20 m	30	0.20 mm	0.40 m	計		20.10 m

南面　見上げｸﾗｯｸ数量		
番号	ｸﾗｯｸ幅	ｸﾗｯｸ長さ
A	0.20 mm	0.90 m
B	0.20 mm	0.90 m
C	0.20 mm	0.90 m
計		2.70 m

東・西面　目地ｼｰﾘﾝｸﾞ打替数量	
0.80×18	14.40 m
	26.15 m
0.70×18	12.60 m
	26.15 m
計	79.30 m

・		
・		
・		
・		

徳島県県土整備部営繕課

●工事名　Ｒ３営繕　教職員公舎三加茂団地　東・加茂
Ａ棟外壁改修他工事

●図面名　南面外壁調査図

●図面番号　A－10

●縮尺　1／50

株式会社 原建築設計研究所
〒770-0874 徳島県徳島市南沖洲一丁目6番1号
tel:088-635-0519　fax:088-661-2627
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第61031号
一級建築士 国交大臣登録 第157375号 原政仁

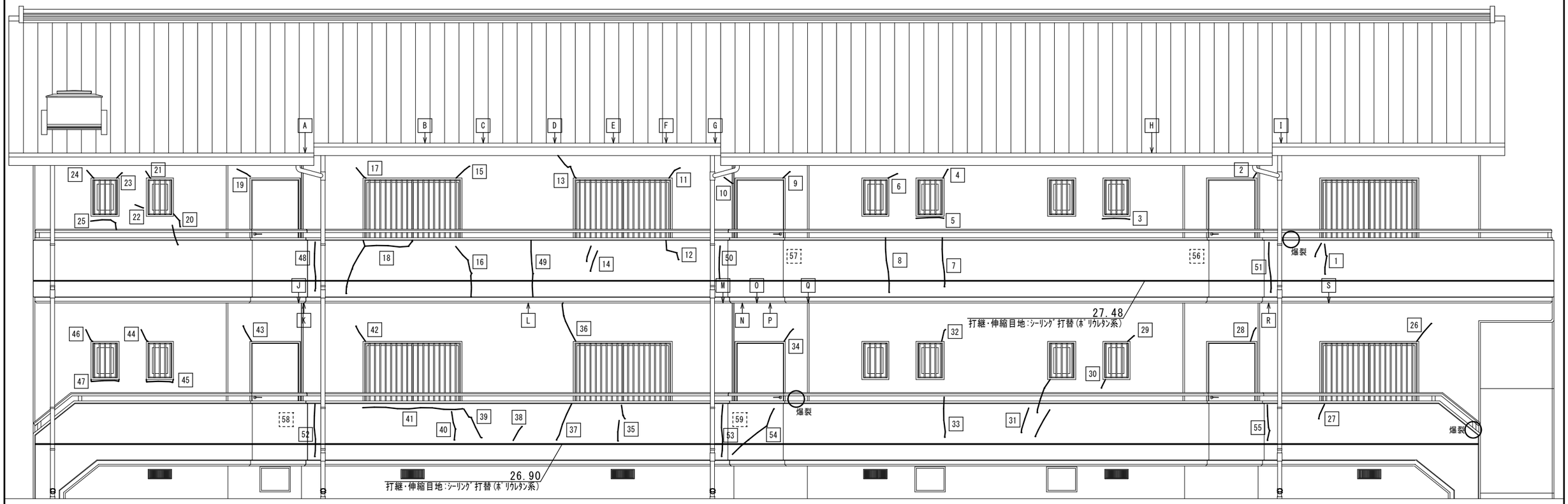

北側立面図 S=1/50

北面　ｸﾗｯｸ数量

番号	ｸﾗｯｸ幅	ｸﾗｯｸ長さ	番号	ｸﾗｯｸ幅	ｸﾗｯｸ長さ	番号	ｸﾗｯｸ幅	ｸﾗｯｸ長さ	番号	ｸﾗｯｸ幅	ｸﾗｯｸ長さ	番号	ｸﾗｯｸ幅	ｸﾗｯｸ長さ	番号	ｸﾗｯｸ幅	ｸﾗｯｸ長さ
1	0.20 mm	1.20 m	11	0.20 mm	0.30 m	21	0.20 mm	0.10 m	31	0.20 mm	2.50 m	41	0.20 mm	0.10 m	手摺壁外側 51	0.20 mm	1.20 m
2	0.20 mm	0.10 m	12	0.20 mm	0.50 m	22	0.20 mm	0.20 m	32	0.20 mm	0.20 m	42	0.20 mm	0.20 m	52	0.20 mm	1.20 m
3	0.20 mm	0.50 m	13	0.20 mm	0.90 m	23	0.20 mm	0.20 m	33	0.20 mm	1.30 m	43	0.20 mm	0.40 m	53	0.20 mm	1.20 m
4	0.20 mm	0.20 m	14	0.20 mm	0.40 m	24	0.20 mm	0.10 m	34	0.20 mm	0.30 m	44	0.20 mm	0.20 m	54	0.20 mm	1.60 m
5	0.20 mm	0.50 m	15	0.20 mm	0.20 m	25	0.20 mm	0.50 m	35	0.20 mm	0.70 m	45	0.20 mm	0.60 m	55	0.20 mm	1.20 m
6	0.20 mm	0.10 m	16	0.20 mm	1.00 m	26	0.20 mm	0.10 m	36	0.20 mm	0.70 m	46	0.20 mm	0.20 m	手摺壁内側 56	0.20 mm	1.00 m
7	0.20 mm	1.30 m	17	0.20 mm	0.30 m	27	0.20 mm	0.30 m	37	0.20 mm	0.70 m	47	0.20 mm	0.60 m	57	0.20 mm	1.00 m
8	0.20 mm	1.30 m	18	0.20 mm	1.50 m	28	0.20 mm	0.20 m	38	0.20 mm	0.50 m	手摺壁外側 48	0.20 mm	1.20 m	58	0.20 mm	0.90 m
9	0.20 mm	0.10 m	19	0.20 mm	0.20 m	29	0.20 mm	0.10 m	39	0.20 mm	0.90 m	49	0.20 mm	1.20 m	59	0.20 mm	1.40 m
10	0.20 mm	0.10 m	20	0.20 mm	0.60 m	30	0.20 mm	0.20 m	40	0.20 mm	0.80 m	50	0.20 mm	1.20 m	計		38.50 m

北面　見上げｸﾗｯｸ数量

番号	ｸﾗｯｸ幅	ｸﾗｯｸ長さ	番号	ｸﾗｯｸ幅	ｸﾗｯｸ長さ
A	0.20 mm	1.35 m	K	0.20 mm	0.70 m
B	0.20 mm	1.35 m	L	0.20 mm	0.90 m
C	0.20 mm	1.35 m	M	0.20 mm	1.25 m
D	0.20 mm	1.35 m	N	0.20 mm	1.25 m
E	0.20 mm	1.35 m	O	0.20 mm	1.30 m
F	0.20 mm	1.00 m	P	0.20 mm	1.50 m
G	0.20 mm	1.40 m	Q	0.20 mm	1.25 m
H	0.20 mm	1.40 m	R	0.20 mm	1.25 m
I	0.20 mm	1.40 m	S	0.20 mm	1.25 m
J	0.20 mm	1.25 m	計		23.85 m

北面　目地ｼｰﾘﾝｸﾞ打替数量

	27.48 m
	26.90 m
計	54.38 m

徳島県県土整備部営繕課

●工事名　Ｒ３営繕　教職員公舎三加茂団地　東・加茂
Ａ棟外壁改修他工事

●図面名　北面外壁調査図

●図面番号　A－11

●縮尺　1／50

株式会社 原建築設計研究所
〒770-0874 徳島県徳島市南沖洲一丁目6番1号
tel:088-635-0519　fax:088-661-2627
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第61031号
一級建築士 国交大臣登録 第157375号 原政仁

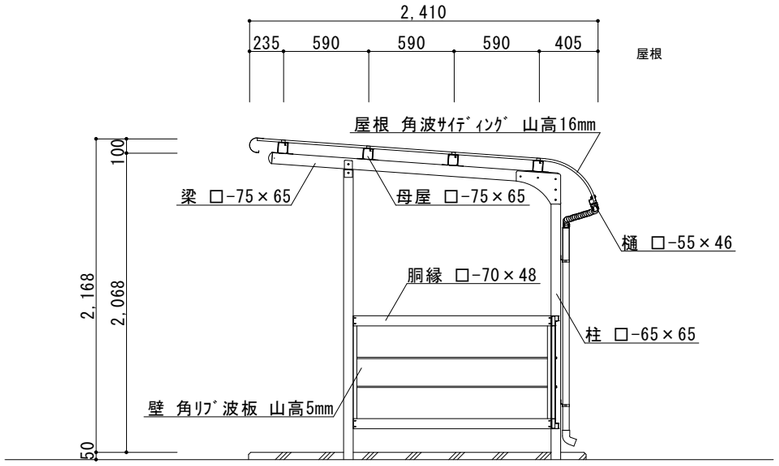

※既存鉄部は全て亜鉛合金めっき鋼板による

南面断面図 S=1/30

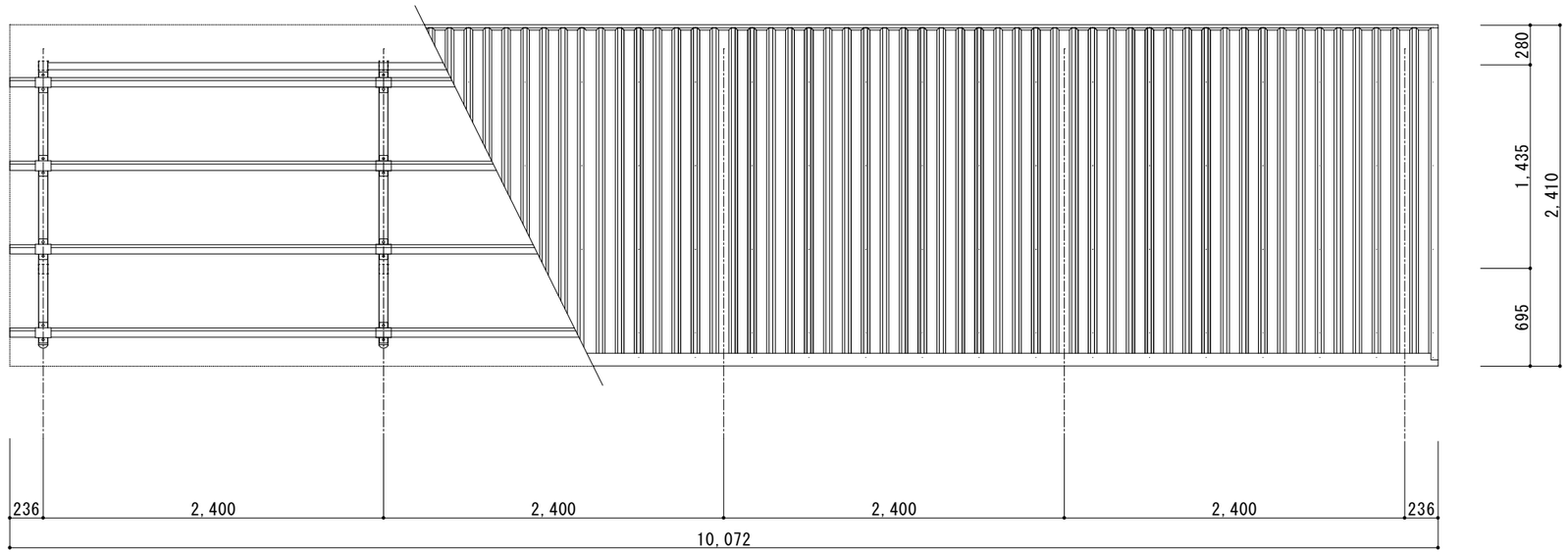

天井伏図 S=1/30

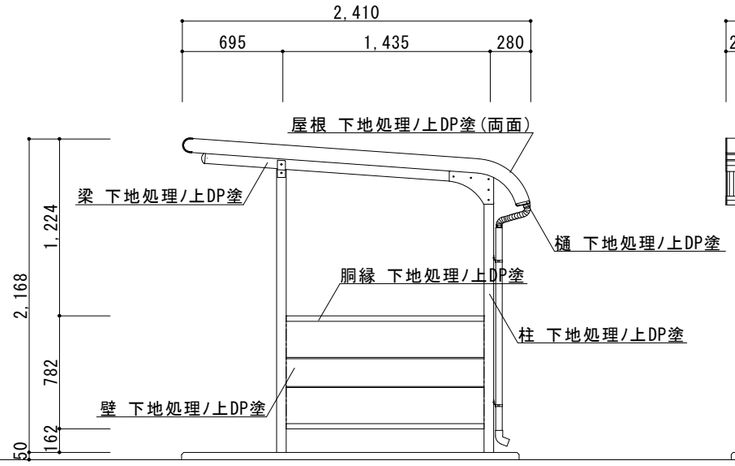

南面立面図 S=1/30

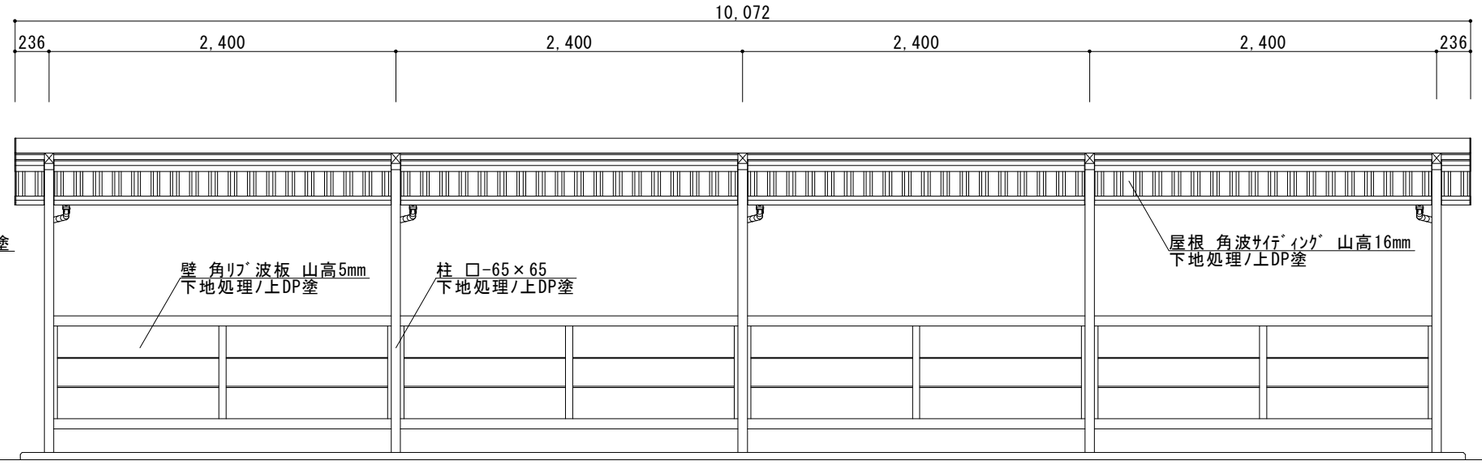

西面立面図 S=1/30

	.		徳島県県土整備部営繕課		●工事名 Ｒ３営繕　教職員公舎三加茂団地　東・加茂 Ａ棟外壁改修他工事	●図面番号 A－12	株式会社 原建築設計研究所 〒770-0874 徳島県徳島市南沖洲一丁目6番1号 tel:088-635-0519　fax:088-661-2627 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第61031号 一級建築士 国交大臣登録 第157375号 原政仁
	.						
	.				●図面名 駐輪場詳細図	●縮尺 1／30	
	.						